

自家用車は十一萬六千臺、タクシー七千臺、バス二萬七千臺、貨物自動車約二萬臺を算して居る、全體印度の道路は英領になつてから英國は印度をその擄取の最大目標とするに拘らず、その傳統的殖民政策上からして道路は大陸的道路方式として比較的相當に建設されて居る。併し乍らその建設は主たる都會以外は頗る粗雑急場間に合せ箇所が多く亦道路幅員の如きも一道路を通じて一定せず、加ふるに治水政策の完備を見ざるために雨季水溜又は路面の崩壊等を招致するのである。従つて產業道路の如きは未だ今後に俟つと云つて可なりである。

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

愛知縣

名古屋市電・小兒運賃の無質例外取扱變更の件

名古屋市申請に係る標記の件は名古屋市に於いて輸送逼迫せる状況なるもなほ小兒同伴の外出者が多く歸宅時間が往々工員の退出時間となり。

競合し工員に對する反響良好ならず之等を抑制し輸送力の増強を計る

東京急行 路政起業目論見一部變更の件

變更し增收は施設の改良從業員の待遇改善等に充當せんとするものにして右は六月十二日附業監第九三五號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

は現下國家の要請に應へる處大なるをせんとするものにして右は五月十三日附鐵業監第七一六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありた

臣より認可ありたり。

宮城縣

仙臺市 軌道運賃變更の件

仙臺市申請に係る標記の件は海戦下重點的輸送を強化するため運賃

東京急行 軌道工事施行の件

印度の交通には尙海運及び内河運輸空運等あるも、茲ではこれ等は省略することとする。茲に世界史轉換の舞臺に立つて印度は大東亜戰爭の勃發によつて大いに覺醒し帝國の絶大なる援助に依り獨立達成の好機を捉へ英國の暴虐壓制下より脱出せんと着々その歩を進めつゝある。誠に數千年の歴史と光輝ある文化の傳統を有する印度にとつては大いに喜ばしい次第である、茲に印度の歴史産業交通の概要を記したのも敢て徒爾ではなからうと思ふのである。「第二十六卷第三號の續き終り」

東京急行株式會社申請に係る標記の件は昭和十九年三月三十日鐵業監四〇四號を以て特許を得たる川崎大師日本高爐間の軌道敷設工事に依り施行せんとする尙川崎大師驛側日立造船に至る府縣道及共同墓地

前市道との交叉角は地勢上特別設計をせんとするものにして右は五月二十九日附業監第七三六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

東京都

東京急行 電動客車設計の件

東京急行株式會社申請に係る標記の件は昭和十七年七月八日監第一六四號を以て増備認可に係る標記車輛を別紙設計の通り購入し輸送力の増大を期せんとするものにして右は五月十八日業監第七三六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

東京都

東京急行 輌道信託證書記載事項並に元利支拂豫算書變更の件

東京急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は昭和十七年四月三十日監第一一八四號を以て舊京濱電線に係る抵當權認定の認可を得たる處信託證書記載事項中社債總額一千五百萬圓を一千九十九萬圓に減額せんとするものにして右は六月七日業監第二四〇號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

新潟縣

新潟交通 軌道工事方法變更の件

新潟電鐵株式會社申請に係る標記の件は鋪裝損傷箇所を瀝青鋪裝に

變更施工せんとするものにして右は五月二十二日業監第七六四號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

東京都

東京都電 錦糸堀變電所新設に伴ひ工事方法變更の件

東京都申請に係る標記の件は負荷中心點の移動に伴ひ轍に認可を得たる錦糸堀變電所の位置及名稱を左の通り變更

設置箇所

名稱

舊 本所區江東橋三丁目二番地

錦糸堀變電所

今回城東區大島町四丁目一六九

城東變電所

せんとするものにして右は五月二十二日業監第七九五號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

京都府

京阪神急行電鐵 輌道工事方法變更の件

京阪神急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は京津線山科驛前三條西停留場間に於ける乗降客は近時著しく激増せるに鑑み山科停留場に三條行亘線を新設すると共に之に伴ひ電氣繼電聯動裝置を變更し車輛運轉の安全と輸送力の圓滑を計らんとするものにして右は六月十日附業監第九一八號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 電動貨車設計一部變更の件

京都市申請に係る標記の件は客年七月二日監第八一四號を以て照會に係る標記の件は六月十日附業監九二〇號を以て内務運輸通信兩大

臣より認可ありたり。

東京都

東京急行電鐵・會社合併の件

東京急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は帝都西南地區交通事業の一元的統制經營の爲東京急行電鐵は其の事業區域内に介在する京王電氣軌道を吸收合併せんとするものにして右は五月二十九日附業監第90一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市營 軌道工事方法變更の件

神戸市申請に係る標記の件は目下工事施行中に係る第四期第四號線神戸市申請に係る標記の件は目下工事施行中に係る第四期第四號線

中に假横斷地下道を設置せんとするものにして右は五月十日附業監第75四號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 軌道工事方法變更の件

京都市申請に係る標記の件は河原町線中自白梅園子南至河原町今出川區間延長三六〇米は軌條の磨耗甚しきを以て五〇延軌條と更新し車輛運轉の安全を期せんとし本工事に伴ひ軌道構造を變更し排水設備を新設せんとするものにして右は五月二十日附業監第七三一號を以て内

京都府

京都市營 電動貨車設計の件

新設せんとするものにして右は五月二十日附業監第七三一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

山口縣

山陽電軌 工事施行認可申請期限伸長の件

山陽電軌株式會社申請に係る標記の件は昭和十七年十一月二十八日

監第一一七號特許に係る軌道敷設工事施行認可申請期限を一、幡生、

(下關市後田)一東下驅驛(下關市武久)間

期限 舊昭和十八年十二月二十七日

新昭和二十一年十二月二十七日

二、西綱江一彦島廟門間

期限 舊昭和十八年十二月二十七日

新昭和十九年十二月二十七日

伸長せんとするものにして右は五月二十二日附業監第六七一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

東京都

東京都營 軌道電氣工事方法變更の件

東京都申請に係る標記の件は昭和十八年十月八日監第一九三一號を以て工事施行認可を得たる境川北砂町八丁目間に對し併架式電車線を新設せんとし右工事に伴ひ別途申請に係る城東新設變電所より境川停留場間に架空饋電線を増設せんとするものにして右は五月二十二日附業監第七八四號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 電動貨車設計の件

京都市申請に係る標記の件は客年十月三十日監々第八一三號を以て照會に係る標記の件は六月十日附業監第九二一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

大阪府

南海鐵道
會社新設合併の件

愛知縣

關西急行鐵道株式會社及南海鐵道株式會社申請に係る標記の件は今航運輸通信省の懲諭從ひ國策と順應し企業運營の合理化を圖らん爲兩會社を合併し新に近畿日本鐵道株式會社を設立し兩社を解散せんとするものにして右は五月二十二日附鐵業監第六六八號を以て 内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市管 乘換乘継制度一部變更の件

名古屋市申請に係る標記の件は名古屋市に於ける軍需生産關係要員

は激増を極め居るに係らず輸送設備は之に伴はず現輸送量を消化する

の力なきを以て古工員及通勤者以外の一般乗車の抑制を目的とし一定

の時間帯を設け乗換乗継を認めることをせんとするものにして右は五
月十三日附鐵業監第七二六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可あり

たり。

國有財產境界査定處分に對する行政訴訟の判決に關する一考察

兵庫縣土木部道路課 池 内 肇 夫

數年前本誌に河川敷線を國有財產法に基き境界査定處分したるに對し行政訴訟が提起され其の結果の論說を見眞に結構にて裨益する所多きを感じたることあり、爾來この氣持未だ去り難き折柄、偶兵庫縣に於て國有財產境界査定處分に對し行政訴訟提起され昨年結審となり、

其の結果は被告たる査定官廳の敗訴となりたるも、法律上の觀點より考察するときは、乍遺憾該判決に心服し得ざる點（余の先入感かも知れず）あり、爲に識者の批判を乞ひ曩に本誌に依りて享けたる氣持は余一人のみとは考へられず行政事務執掌者として等しく同感共通のも

名古屋市 都島變電所新設並電線路工事方法變更の件

名古屋市申請に係る標記の件は大江變電所設置機器に適當なるも

なく其の竣工は遲延を免れざる狀態なる爲既設變電所より饋電不可能の爲前變電所竣工に先だち琴平電鐵より入手せる「二五〇キロワット」迴轉變流機に基を以て都島變電所を新設し現在瑞穂變電所饋電線路を

一部變更して新路線に對處せんとするものにして右は五月十七日附業監第七五〇號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

東京都

財團法人交通局 寄附行爲中一部變更の件

財團法人東京都交通局協力會申請に係る標記の件は其の寄附行爲中殉職者の遺族を包含せんとするものにして右は五月二十日業監第七八

一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣